

## 三井健康保険組合における個人情報の利用目的

当健康保険組合は、個人情報の利用目的についてプライバシーポリシーに基づき、次のとおり公表いたします。

### 1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

#### (1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定及び再確認並びに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行
- ・特定疾病療養受療証の発行
- ・番号法に定める利用事務

#### (2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・高額療養費、一部負担還元金、家族療養費付加金、訪問看護療養費付加金等の自動払い
- ・療養費、傷病手当金、出産手当金、埋葬料（費）、出産育児一時金、移送費、高額介護合算療養費等の支払
- ・無資格診療費の返還請求
- ・医療費の減額査定通知
- ・労災保険、公費負担医療及び介護保険等との保険給付費の調整
- ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

### 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

#### (1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収
- ・被保険者の産前産後休業、育児休業及び介護保険適用除外の把握
- ・健康保険高齢受給者証の発行

#### (2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
- ・保険料計算の外部委託
- ・保険料口座振替の外部委託
- ・被扶養者情報の市町村広域連合への提供

### 3. 保健事業に必要な利用目的

#### (1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・特定健診、特定保健指導の実施
- ・健康支援事業の実施
- ・高額療養費に係る資金貸付事業の実施

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・ 特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・ 健診、保健指導の医療機関等への委託
- ・ 保健指導、健康相談に係る産業医等への委託
- ・ 健診結果、保健指導結果のデータ処理の外部委託
- ・ 健診結果、保健指導結果の事業者への提供
- ・ 健診補助金、保健指導委託費用の支払
- ・ 当健康保険組合と協定を締結した加入事業所（以下「事業所」といいます。）と共同で実施する保健指導等
- ・ 被保険者等への医療費通知及びジェネリック切替差額通知等
- ・ 健康保険組合連合会主催の共同事業
- ・ 健康支援事業の実施に係る委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

(1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・ 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
- ・ 柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検・審査

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・ レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・ レセプトのパンチ入力、画像取り込み処理及びデータ処理の委託
- ・ 柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検・審査の委託
- ・ 柔道整復施術療養費支給申請書のパンチ入力及びデータ処理の委託

(3) 審査支払機関への情報提供を伴う事例

- ・ オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ・ オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5. 健保組合の運営の安定化に必要な利用目的

(1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・ 医療費分析・疾病分析
- ・ 事業所統計

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・ 医療費分析、医療費通知及びジェネリック切替差額通知に係るデータ処理等の外部委託
- ・ 健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6. その他

(1) 健保組合等の内部での利用に係る事例

- ・ 健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 健保組合の管理運営業務に係る記録資料
- ・ 適正な経理事務の執行
- ・ 被保険者等の住所の把握

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・業務の適正処理のための照会又は回答(保険者間の情報交換等)
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
- ・適正な事務執行のためのコンサルタント機関への情報提供
- ・被保険者等の住所データ処理の外部委託

7. 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

(1) 組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
- ・保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報

(2) 他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

(1) 他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合

- ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

(2) 組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合

- ・特定健診データ